

コンビニ難民の市区町村別推計

～コンビニ徒歩圏に居住する高齢者人口は日本全国で 39%～

2015 年 8 月 10 日

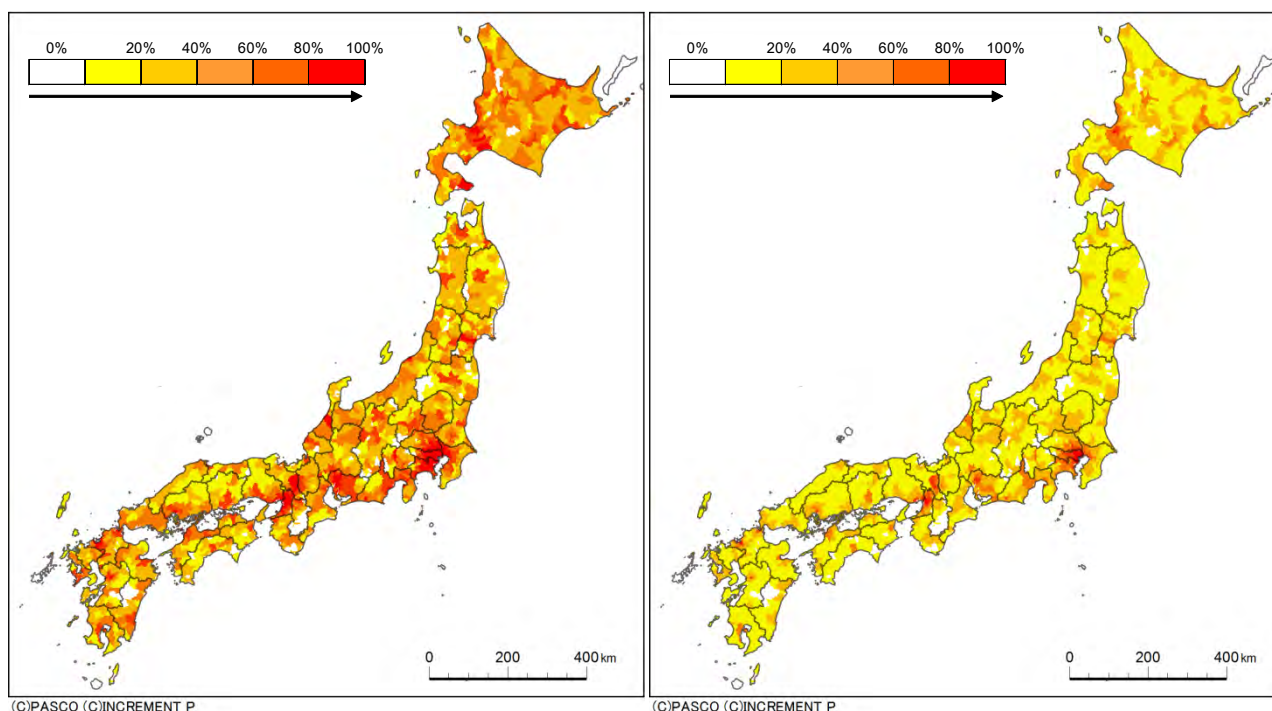
株式会社三井住友トラスト基礎研究所

投資調査第 2 部 副主任研究員 竹本遼太

Tel: 03-6430-1346, E-mail: takemoto@smtri.jp

- 今後迎える超高齢社会の経済・社会インフラとしてコンビニが果たすと考えられる役割の重要性を踏まえ、本稿では、コンビニチェーン 12 グループの 54,468 店舗と、人口(特に高齢者)の地理的分布の関係を分析し、コンビニ店舗網がカバーする徒歩圏人口を推計した。
- 東京 23 区においては、コンビニ 500m 圏で人口の 99% がカバーされる一方、日本全国では 68% と、郊外部や地方においては相対的にコンビニ徒歩圏に居住する人口割合が低い。高齢者に限った分析でも同様の傾向がみられ、東京 23 区では高齢者の 86% が最寄りのコンビニから 300m 以内に居住している一方、日本全国では高齢者人口の徒歩圏カバー率は 39% に過ぎない。すなわち、全高齢者の 6 割程度は、徒歩によるコンビニへのアクセスに不便を感じる“コンビニ難民”と推計される。
- 市区町村別の推計結果からは、コンビニ徒歩圏の人口カバー率はコンビニ店舗の平均商圏人口と相関性が強いことが示された。したがって、人口カバー率を高めるには、郊外地域では鉄道駅周辺への住宅の集約など、居住地域のコンパクト化が重要と考えられる。
- また、少子高齢化に伴う人口減少を受けて、コンビニ店舗における従業員の不足が意識されている中、コンビニ店舗網が超高齢社会の経済・社会インフラとして機能するためには、居住地域のコンパクト化に加え、コンビニ店舗における人材確保が大きな課題になるとみられる。

コンビニ徒歩圏の人口カバー率(市区町村別)(左:全年齢・500m 圏、右:65 歳以上・300m 圏)



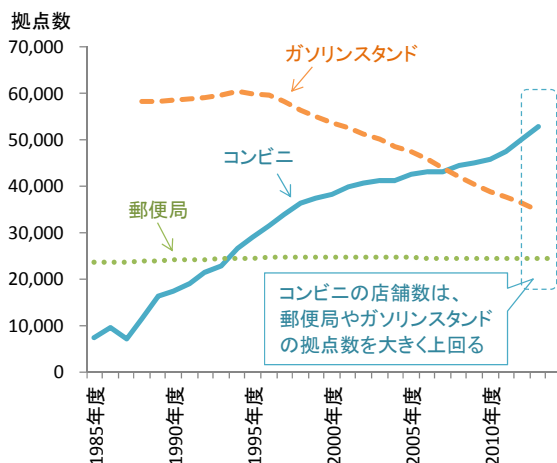
注) 1. 一部地域は地図の表示領域外であり、参考図表 1-1～1-10 に数値を記載している。
 2. 人口カバー率は、2010 年国勢調査の 500m メッシュ(2010 年 10 月時点の政令市および東京 23 区については 250m メッシュ)ベース。出所) 総務省資料およびコンビニ各社 HP をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

超高齢社会の経済・社会インフラとして存在感を高めるコンビニ店舗網

今から20年後の2035年には、全人口の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる超高齢社会の到来が予想されるわが国においては、小商圏のサービス提供拠点として高齢者が自宅から徒歩で容易にアクセスできるコンビニエンスストア(以下、コンビニ)の需要が強まりやすいと考えられる。日本全国に展開する生活サービス施設の中でも、コンビニは1994年度に拠点数ベースで郵便局を抜き、2008年度にはガソリンスタンドを上回った(図表1)。身近にある生活インフラとして、コンビニの存在感は年々高まっている。

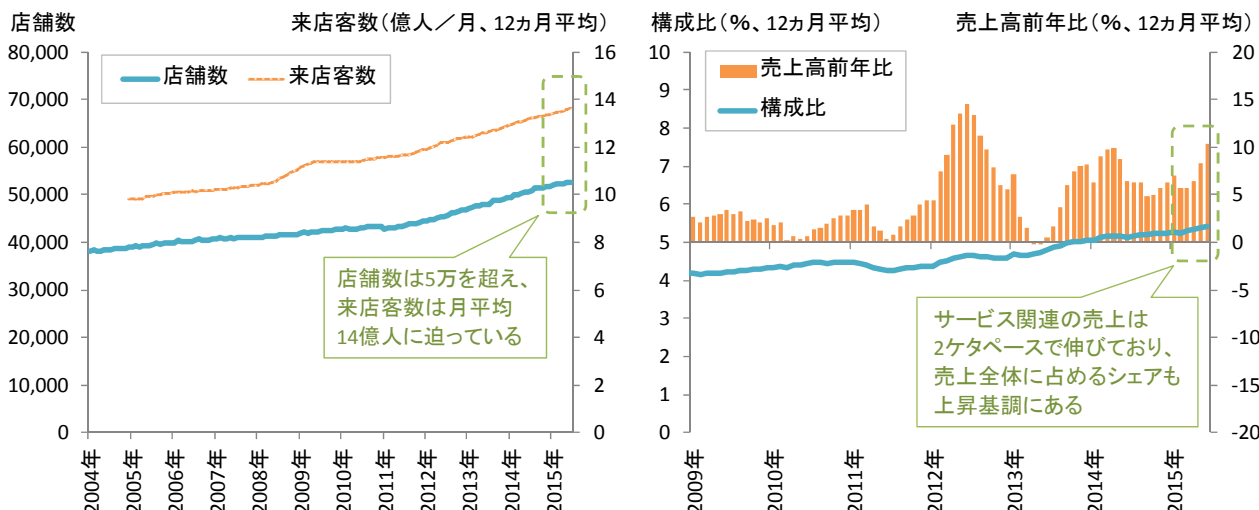
コンビニ店舗数は足元でも増加傾向にあり、直近では主要コンビニチェーン10グループで5万店を超えている(図表2左)。店舗網の拡大とともに来店客数も増加基調にあり、月平均の来店客数は13.7億人に上る。この数には訪日客の来店も含まれるものの、平均して1人が1ヵ月に10回程度はコンビニを訪れている計算になる。

図表1 各種生活サービス施設の拠点数



出所) 日本フランチャイズチェーン協会、日本郵政、日本郵便、経済産業省資料をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

図表2 主要コンビニチェーンの店舗数と来店客数(左)、サービス関連の売上高構成比と売上高前年比(右)



注) 1. 日本フランチャイズチェーン協会正会員(現在は、ココストア、サークル K サンクス、スリーエフ、セイコーマート、セブン-イレブン・ジャパン、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、山崎製パン デイリーヤマザキ事業統括本部、ローソンの10社)が対象。
 2. サービス関連とは、コピー、宅配便、航空券、宿泊券、クリーニング等を指し、電力料金、ガス料金、放送受信料、電話料金、水道料金等の公共料金等の収納代行は含まない。
 3. 右図の構成比は、2014年6月以前が全店ベース、2014年7月以降が既存店ベース。
 4. 右図の売上高前年比の原数値は、2014年6月以前が全店ベース(1店舗当たり調整)、2014年7月以降が既存店ベース。
 出所) 日本フランチャイズチェーン協会資料をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

コンビニの売上高に占める品目構成をみると、サービス関連の売上シェアが徐々に高まっており、コンビニはサービス提供拠点としての特性も強めつつある(図表2右)。最近では、調剤薬局を併設したコンビニ店舗が増えているほか、物流企業との提携による(ネット通販の購入商品など)宅配物のコンビニ店頭受取サービス、駐車場運営企業との提携を通じたコンビニ駐車場におけるカーシェアリングも始まっており、コンビニは時代背景に応じて業態を柔軟に変化させている。

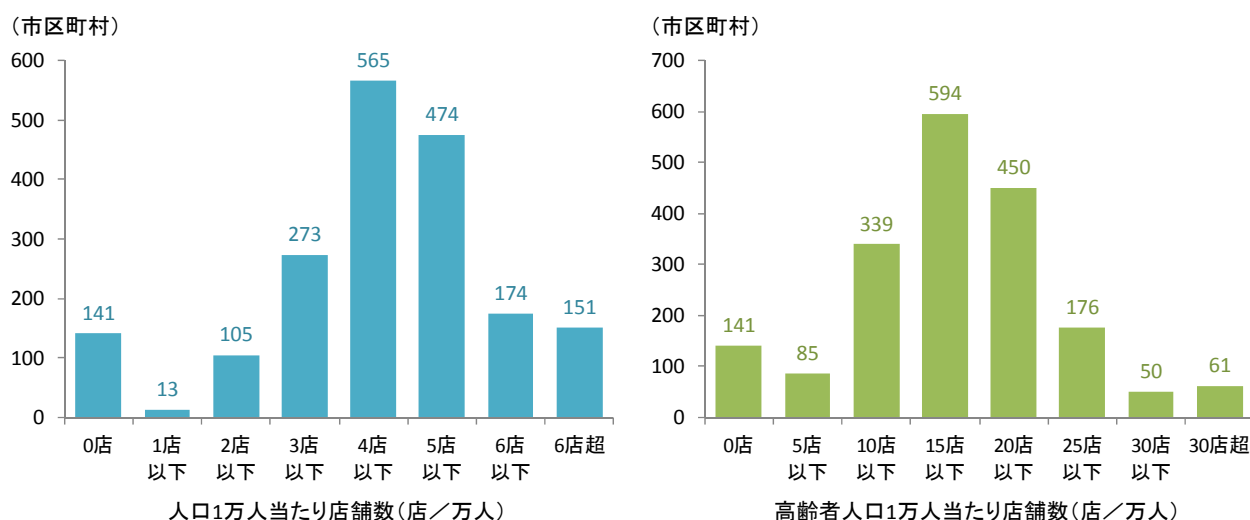
銀行ATMの設置や公共料金の収納代行をはじめ、住民票の写しや印鑑登録証明書の発行、自治体との協定を通じた(商品宅配サービス時における)高齢者の見守り活動も行っているなど、全国をカバーする豊富な拠点網や統一されたITシステムを活用した社会インフラとしての役割期待も高まっている。

コンビニ 54,468 店舗の立地と、人口分布の関係を分析

今後迎える超高齢社会の経済・社会インフラとしてコンビニが果たすと考えられる役割の重要性を踏まえ、本稿では、コンビニチェーン12グループ(セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、セイコーマート、ココストア、スリーエフ、ポプラ、セーブオン、コミュニティ・ストア)の店舗網と、人口(特に高齢者)の地理的分布の関係を分析し、コンビニ店舗網がカバーする徒歩圏人口を推計した。

2015年7月時点で各社HPにおいて確認できたコンビニ54,468店舗の都道府県別内訳を図表4に示す¹⁾。人口当たりの店舗数は、最も多い東京都で1万人当たり5.3店ある一方、最も少ない奈良県では3.1店/万人となっている。日本全国1,896市区町村のうち、本稿で対象とするコンビニグループの店舗が現在1店も立地しないのは141市区町村であった²⁾。人口1万人当たりの店舗数を確認すると、3~5店/万人程度の市区町村が多い傾向にあり、概ね市区町村の人口規模と出店数のバランスが各社間で取られているといえる(図表3)。65歳以上の高齢者人口に限ってみても、高齢者1万人当たり15店前後の市区町村が多い。

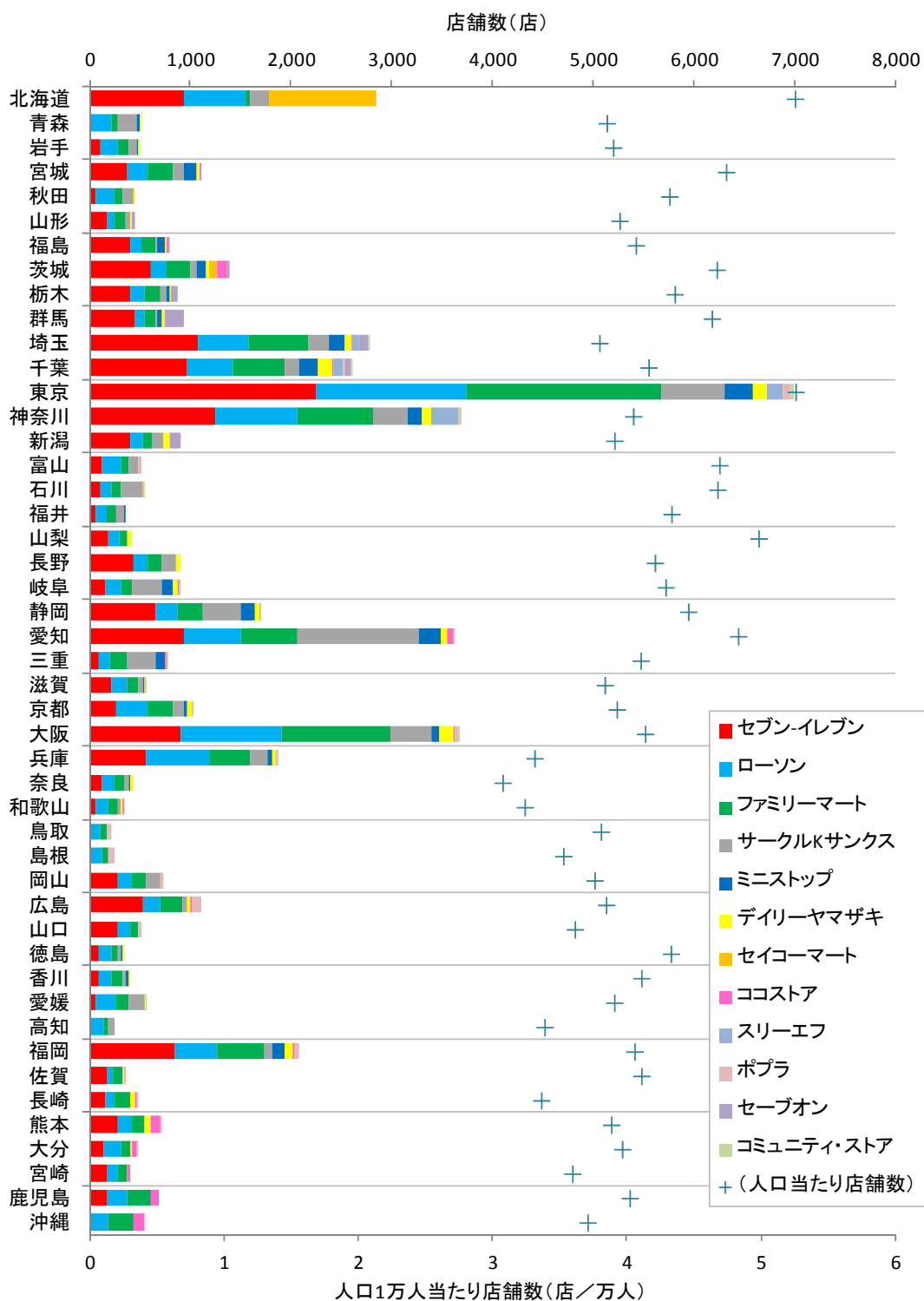
図表3 人口当たり店舗数別の市区町村数(左:全年齢、右:65歳以上)



注) 人口当たり店舗数の人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口ベース。
出所) 総務省資料およびコンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

1) 本稿では最寄りのコンビニまでのアクセシビリティに焦点を当てることから、以降の分析においては、コンビニグループの差異は考慮しない。
2) コンビニ店舗が無い市区町村であっても、周辺市区町村に立地するコンビニから徒歩圏内に居住する人口については、人口カバー率の集計に含めている。

図表4 コンビニ店舗数(都道府県別)



注) 1. 2015年7月時点で各社HPにおいて確認できた店舗が対象。当月中に新設された店舗が含まれない場合や、当月中に閉鎖された店舗が含まれる場合がある。
 2. 同じ企業グループの運営するコンビニチェーンも含む。
 3. 人口当たり店舗数の人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口ベース。
 出所) コンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

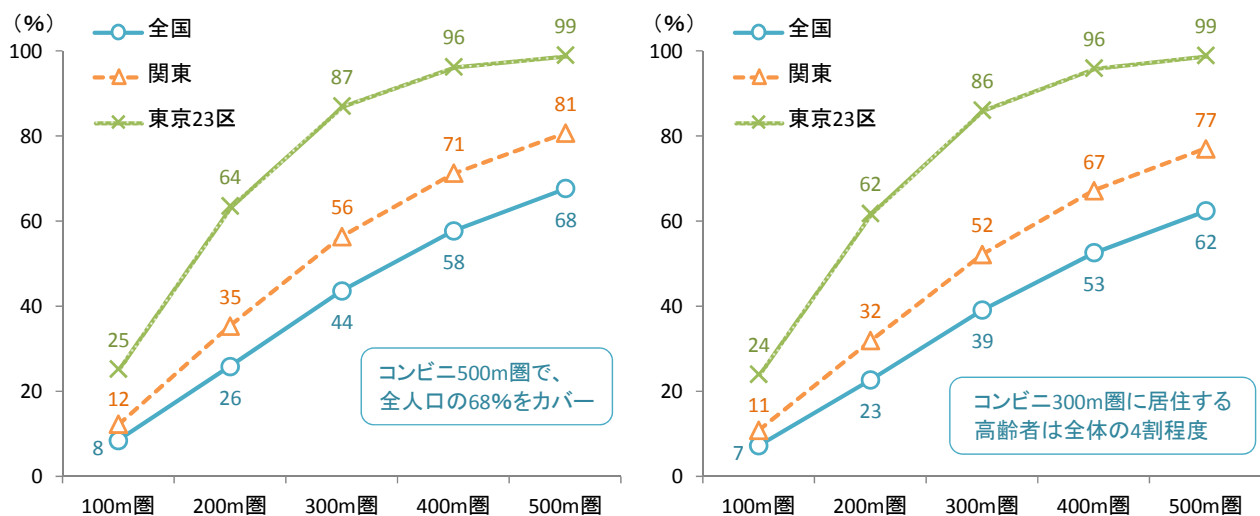
都道府県別分析：コンビニ徒歩圏に居住する人口割合は日本全国で 68%

各コンビニ店舗の立地、および 500m 四方(2010 年 10 月時点の政令市および東京 23 区については 250m 四方)ごとの居住(夜間)人口をベースに、最寄りのコンビニに徒歩で容易にアクセスできる一定距離内に居住する人口割合を推計した(図表 5)。一般的には徒歩圏といえば、分速 80m で歩く前提で 5 分=半径 400m 圏、あるいは少し広く半径 500m 圏と定義されることが多いが、高齢者の歩行速度は若年者より遅いことを考慮して、本稿では高齢者人口の分析にあたっては半径 300m 圏を徒歩圏と想定する。図表 5 より、東京 23 区においては、コンビニ 300m 圏で人口の 87%がカバーされ、400m 圏で 96%、500m 圏では 99%と、東京 23 区のほぼ全人口が最寄りのコンビニまで徒歩圏内に居住しているといえる。なお、東京のような大都市ほどコンビニ徒歩圏に居住する人口割合は高く、関東(東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・茨城・栃木の 1 都 6 県)における 500m 圏人口カバー率は 81%、日本全国では 68%と、郊外部や地方においては相対的にコンビニ徒歩圏に居住する人口割合が低い。

高齢者に限った分析でも同様の傾向がみられ、東京 23 区においては高齢者の 86%が最寄りのコンビニから 300m 圏(分速 60m での徒歩 5 分圏)に居住している一方、日本全国では高齢者人口の徒歩圏カバー率は 39%に過ぎない。すなわち、全高齢者の 6 割程度は、徒歩によるコンビニへのアクセスに不便を感じる“コンビニ難民”と推計される。ただし、500m 圏であれば高齢者人口カバー率は 62%に高まることから、若年者並みに元気な高齢者が多い場合は、コンビニ難民の比率は 4 割弱にとどまるといえる。とはいえ、今後は 75 歳以上の後期高齢者が増加することから、運動能力の衰えとともに徒歩圏範囲が縮小し、次第にコンビニ難民比率が高まると予想される。

都道府県別にコンビニ徒歩圏の人口カバー率を集計した結果が図表 6 である。東京に次いで神奈川と大阪の 500m 圏人口カバー率が 90%近い高水準であり、そのほか、埼玉・愛知・京都・千葉・北海道・沖縄で 70%を超える。一方、島根や岩手、秋田では徒歩圏カバー率が低く、最寄りのコンビニから 500m 圏内に居住する人口は 4 割に満たない。高齢者人口の徒歩(300m)圏カバー率に関しても概ね同様の結果が得られ、3 大都市圏において相対的に高い一方、島根・岩手・秋田・鳥取・佐賀では徒歩圏カバー率が 2 割未満と、地方部においてコンビニ難民の割合が高いことが推察される。

図表 5 コンビニ商圏の人口カバー率(左:全年齢、右:65 歳以上)



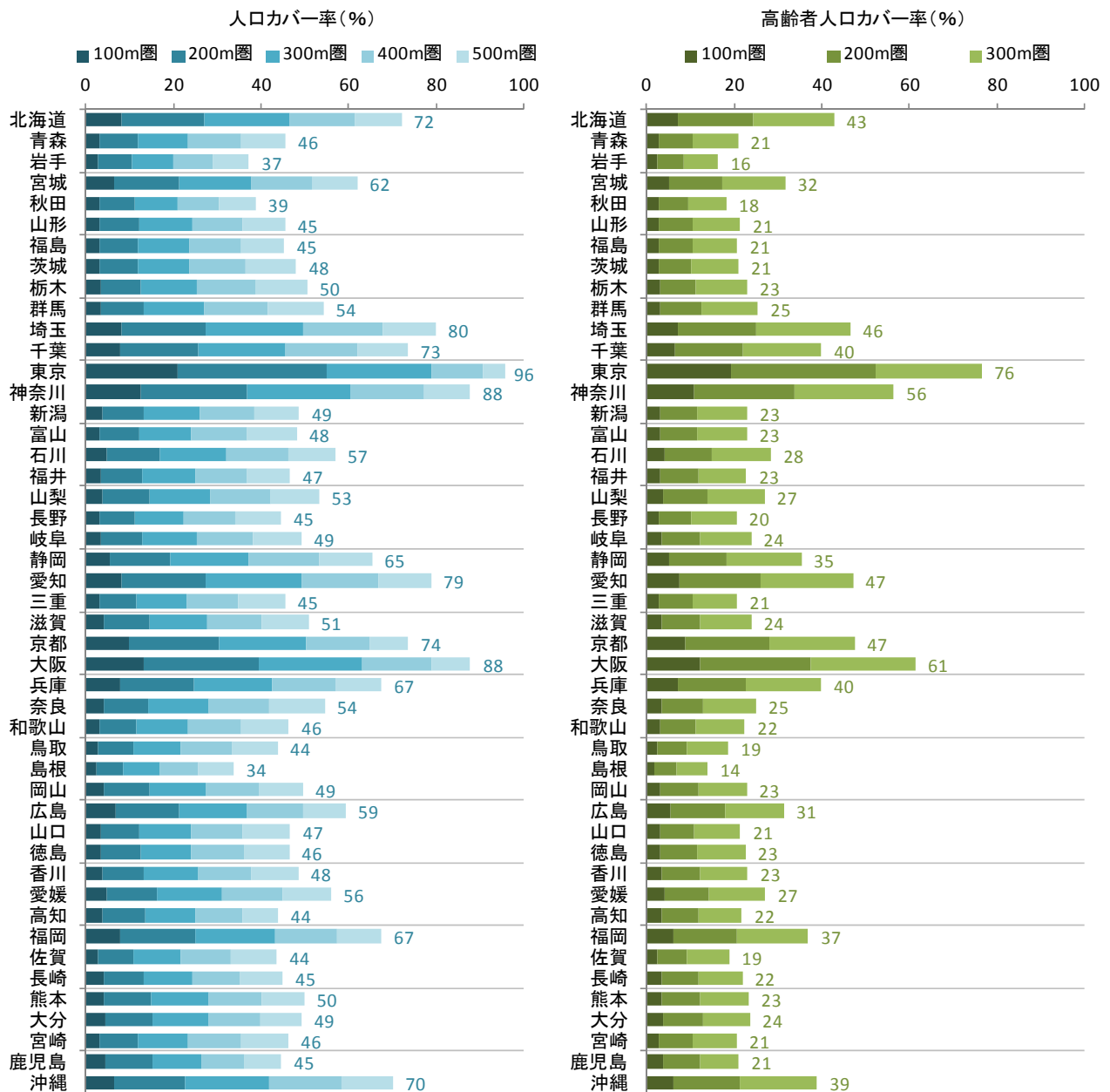
注) 1. 人口カバー率は、2015 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口(市区町村単位の総数)をベースに、2010 年国勢調査の 500m メッシュ(2010 年 10 月時点の政令市および東京 23 区については 250m メッシュ)にもとづく人口分布を仮定して推計。

2. 関東は、東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・茨城・栃木の 1 都 6 県を指す。

出所) 総務省資料およびコンビニ各社 HP をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

なお、コンビニ店舗から500m圏内の平均商圏人口(複数の店舗で商圏が重複するエリアについては、人口を等分してカウントしている)は、東京23区が1,701人/店であるのに対して、全国平均が1,593人/店と、人口カバー率に比べると500m商圏人口の差は東京と地方で大きく異なる(図表7)。一方、商圏を300m以下で取ると、東京と全国では平均商圏人口の差が大きい結果となる。東京23区ではコンビニ店舗の集積が高く、500m圏では商圏の重複する店舗が多くなるため、(各重複店舗で等分してカウントする)平均商圏人口は頭打ちしやすいものと捉えられる。

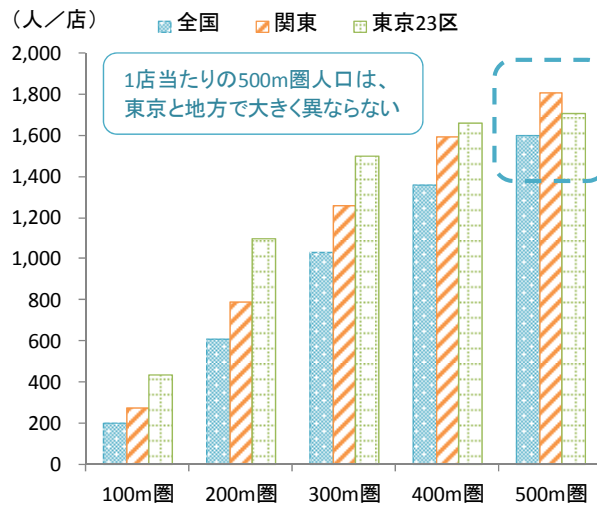
図表6 人口カバー率(都道府県別)(左:全年齢、右:65歳以上)



注) 人口カバー率は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口(市区町村単位の総数)をベースに、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)にもとづく人口分布を仮定して推計。
出所) 総務省資料およびコンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

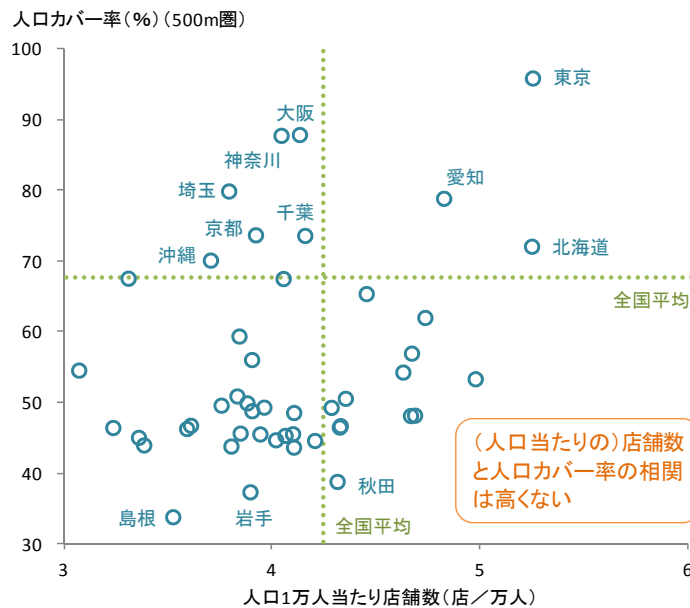
人口当たり店舗数と徒歩圏人口カバー率の関係を都道府県別に確認したものが図表 8 である。大阪・神奈川・埼玉・京都・千葉・沖縄では、人口当たり店舗数が全国平均より少ないにもかかわらず、人口カバー率は全国平均を上回っている。また、人口カバー率が低い都道府県の中でも、秋田は人口当たり店舗数が全国平均より多いなど、(人口当たり)店舗数の多寡と徒歩圏人口カバー率の間に目立った相関性は見受けられない。これは、店舗数の少ない地域でも住宅地に集中して立地する場合には人口カバー率が高くなる一方、店舗数自体は多い地域でも郊外のロードサイドなど車でアクセスを重視した立地が多い場合には、徒歩によるアクセシビリティが必ずしも高くない状況を表している。

図表 7 コンビニの平均商圈人口(全年齢)



注) 1. 平均商圈人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口(市区町村単位の総数)をベースに、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)にもとづく人口分布を仮定して推計。
 2. 関東は、東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・茨城・栃木の1都6県を指す。
 出所) 総務省資料およびコンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

図表 8 人口当たり店舗数と人口カバー率の関係(都道府県別、全年齢)



注) 1. 人口当たり店舗数の人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口ベース。
 2. 人口カバー率は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口(市区町村単位の総数)をベースに、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)にもとづく人口分布を仮定して推計。
 出所) 総務省資料およびコンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

市区町村別分析：平均商圈人口の多い地域ほど人口カバー率が高い傾向

次に、コンビニ店舗の立地する1,755市区町村それぞれについて、人口カバー率と平均商圈人口の関係を確認したものが図表9である。東京都千代田区や大阪市中央区、名古屋市中区といった昼間人口の多い都心部を除くと、平均商圈人口の多い地域ほど人口カバー率が高い傾向がみられる。平均商圈人口はコンビニ店舗周辺における住宅の集積度合いを表しているため、人口カバー率を高めるには、郊外地域では鉄道駅周辺への住宅の集約など、居住地域のコンパクト化が重要と考えられる。また、この結果は、経済合理性の成り立つ人口規模にならないと、民間企業が運営するコンビニの立地が期待し難いと解釈することもできる。この場合、図表9中の回帰曲線にもとづけば、コンビニ徒歩圏の人口カバー率を60%にするには、半径500m当たり1,500人程度の人口密度が必要といえる。

高齢者人口に限定して、市区町村別に(高齢者)人口当たり店舗数と(高齢者)人口カバー率の関係を確認した図表10をみると、高齢者居住のコンパクト性ないしはコンビニ立地の効率性が市区町村によって異なる様子がわかる。すなわち、大阪市城東区や大阪市西成区など、人口当たり店舗数が少ないにもかかわらず徒歩圏人口カバー率が高く、高齢者の居住地域がコンパクトとみられる市区町村(図中の左上範囲)がある一方、愛知県飛島村や北海道音威子府村など、人口当たり店舗数が多い割に徒歩圏人口カバー率が低く、高齢者居住のコンパクト性が低い、またはコンビニ店舗の立地が郊外ロードサイドに偏っているとみられる市区町村(図中の右下範囲)もある。

居住地域のコンパクト化に加え、コンビニ店舗の人材確保が大きな課題に

本稿では、コンビニチェーン12グループの店舗立地と居住人口の地理的関係を分析したところ、最寄りのコンビニまで徒歩圏内に居住する人口割合は日本全国で68%、高齢者に限れば(歩行速度の低下に伴う徒歩圏の縮小も考慮に入ると)39%に過ぎないとの推計結果を得た。

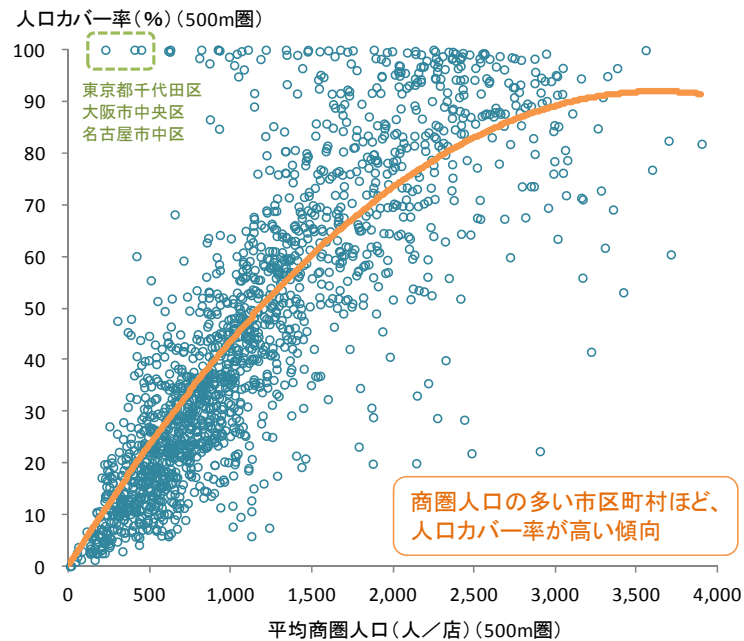
今後到来する超高齢社会においては、高齢化に伴い車の運転が困難になるなど、高齢者が買い物弱者化する社会問題も指摘される中、徒歩によるアクセスが容易で、日用品の購入だけでなく金融サービスから行政サービスまで、幅広い生活ニーズに対応できるコンビニ店舗網の重要性が一層高まると考えられる。その際、経済・社会インフラとしてコンビニを有効活用するために、コンビニ店舗の人口カバー率を引き上げるには、コンビニは商圈が小さいという特性を勘案すると、居住地域のコンパクト化を通じて人口密度(潜在商圈人口)を高めることが重要と考えられる。

一方、「コンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する調査報告書」(コンビニエンスストアの経済・社会的役割研究会)によると、コンビニが各種の取組みを強化したり新たに実施したりする上で、従業員の不足が課題として最も強く認識されている³⁾。深夜の時間帯も営業しているコンビニ特有の利便性と表裏一体にある問題として、必要な一部の時間帯に勤務できる人が少ないという現状がうかがえる。

この点、家から近く通勤しやすい職場として、コンビニ店舗で働く高齢者が増えていることは、コンビニの従業員不足を補完するだけでなく、高齢者が社会を支える側に回ることで社会保障財政にもプラスの効果があるといえる。しかし、少子高齢化の進展により、労働力人口はいずれ減少トレンドに入ると考えられる中、コンビニ店舗網が超高齢社会の経済・社会インフラとして機能するためには、居住地域のコンパクト化に加え、コンビニ店舗における人材確保が大きな課題になるとみられる。

3) <http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150325006/20150325006-2.pdf>

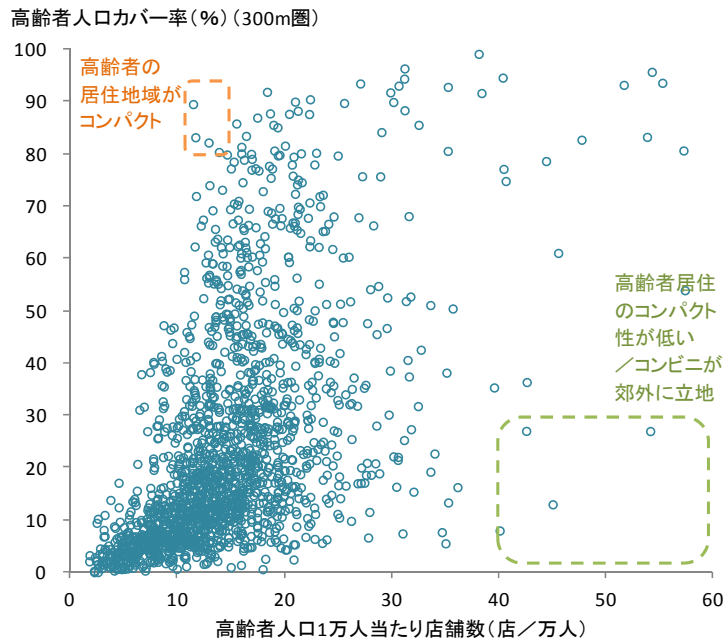
図表 9 平均商圈人口と人口カバー率の関係(市区町村別、全年齢)



- 注) 1. 人口カバー率は、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)ベース。
 2. 平均商圈人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口(市区町村単位の総数)をベースに、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)にもとづく人口分布を仮定して推計。
 3. 図中の曲線は、二次関数で回帰した近似曲線を表す。

出所) 総務省資料およびコンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

図表 10 人口当たり店舗数と人口カバー率の関係(市区町村別、65歳以上)



- 注) 1. 人口当たり店舗数の人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口ベース。
 2. 人口カバー率は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口(市区町村単位の総数)をベースに、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)にもとづく人口分布を仮定して推計。

出所) 総務省資料およびコンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

参考図表 1-8 コンビニ店舗数および人口カバー率(市区町村別)

Table with 5 columns: 市区町村, コンビニ店舗数, 人口1万人当たり店舗数, 平均商圏人口(500m圏), 人口カバー率(500m圏), 高齢者人口カバー率(300m圏). Contains data for various municipalities across Japan, including Osaka, Mie, Shiga, and Chubu regions.

注) 1. 人口当たり店舗数の人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口ベース。
2. 平均商圏人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口(市区町村単位の総数)をベースに、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)にもとづく人口分布を仮定して推計。
3. 人口カバー率は、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)ベース。
出所) 総務省資料およびコンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

参考図表 1-10 コンビニ店舗数および人口カバー率(市区町村別)

市区町村	コンビニ店舗数	人口1万人当たり店舗数	平均商圏人口(500m圏)	人口カバー率(500m圏)	高齢者人口カバー率(300m圏)
宮崎県児湯郡新富町	7	3.8	679	26	10
宮崎県児湯郡西米良村	0	0.0	NA	0	0
宮崎県児湯郡木城町	1	1.8	1,128	21	7
宮崎県児湯郡川南町	6	3.6	442	16	6
宮崎県児湯郡都農町	4	3.6	524	19	11
宮崎県東臼杵郡門川町	4	2.1	1,444	31	12
宮崎県東臼杵郡諸塚村	0	0.0	NA	0	0
宮崎県東臼杵郡椎葉村	0	0.0	NA	0	0
宮崎県東臼杵郡美郷町	0	0.0	NA	0	0
宮崎県西臼杵郡高千穂町	3	2.3	491	11	3
宮崎県西臼杵郡日之影町	1	2.3	127	3	1
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県鹿児島市	298	4.9	1,479	72	44
鹿児島県鹿児島市	53	5.0	875	44	17
鹿児島県枕崎市	8	3.5	1,157	40	20
鹿児島県阿久根市	8	3.6	688	25	9
鹿児島県出水市	22	4.0	683	27	11
鹿児島県指宿市	17	3.9	806	32	12
鹿児島県西之表市	1	0.6	1,235	8	3
鹿児島県垂水市	10	6.1	531	32	17
鹿児島県薩摩川内市	44	4.5	796	36	13
鹿児島県日置市	17	3.4	785	26	12
鹿児島県曾於市	11	2.8	566	16	5
鹿児島県姶良市	62	4.9	930	45	19
鹿児島県いちき串木野市	12	4.0	1,263	51	23
鹿児島県南さつま市	11	3.0	629	19	8
鹿児島県志布志市	13	3.9	527	21	7
鹿児島県奄美市	4	0.9	2,482	22	7
鹿児島県南九州市	12	3.2	545	17	7
鹿児島県伊佐市	11	3.9	577	23	7
鹿児島県始良市	29	3.8	1,158	44	18
鹿児島県鹿児島郡三島村	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県鹿児島郡十島村	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県薩摩郡さつま町	8	3.4	526	18	7
鹿児島県出水郡長島町	1	0.9	330	3	1
鹿児島県始良郡湧水町	3	2.9	377	11	4
鹿児島県曾於郡大崎町	6	4.3	386	16	6
鹿児島県肝属郡東串良町	2	2.9	400	11	2
鹿児島県肝属郡錦江町	1	1.2	221	3	1
鹿児島県肝属郡南大隅町	1	1.2	572	7	3
鹿児島県肝属郡肝付町	8	4.8	467	23	9
鹿児島県熊毛郡中種子町	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県熊毛郡南種子町	1	1.7	733	12	5
鹿児島県熊毛郡屋久島町	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県大島郡大和村	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県大島郡宇検村	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県大島郡瀬戸内町	1	1.1	1,873	20	8
鹿児島県大島郡能郷町	1	1.7	253	4	1
鹿児島県大島郡喜界町	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県大島郡徳之島町	2	1.7	1,107	19	7
鹿児島県大島郡天城町	1	1.6	877	14	5
鹿児島県大島郡伊仙町	1	1.4	411	6	3
鹿児島県大島郡泊町	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県大島郡知名町	0	0.0	NA	0	0
鹿児島県大島郡与論町	0	0.0	NA	0	0
沖縄県那覇市	135	4.2	2,260	94	65
沖縄県宜野湾市	28	2.9	2,862	83	44
沖縄県石垣市	32	6.5	1,162	76	50
沖縄県浦添市	35	3.1	2,787	85	55
沖縄県名護市	29	4.7	1,261	59	27
沖縄県糸満市	19	3.2	2,028	64	28
沖縄県沖縄市	51	3.7	2,262	83	46
沖縄県豊見城市	21	3.4	2,145	73	36
沖縄県うるま市	39	3.2	1,784	57	28
沖縄県宮古島市	22	4.0	1,253	50	21
沖縄県南城市	9	2.1	1,371	29	12
沖縄県国頭郡国頭村	2	4.0	314	12	3
沖縄県国頭郡大宜味村	1	3.1	131	4	1
沖縄県国頭郡東村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県国頭郡今帰仁村	3	3.1	535	17	5
沖縄県国頭郡本部町	7	5.1	634	33	14
沖縄県国頭郡恩納村	8	7.4	334	25	13
沖縄県国頭郡宜野座村	2	3.4	653	22	7
沖縄県国頭郡金武町	3	2.6	1,279	33	13
沖縄県国頭郡伊江村	2	4.2	730	31	16
沖縄県中頭郡読谷村	10	2.4	1,730	42	16
沖縄県中頭郡嘉手納町	5	3.6	1,642	59	22
沖縄県中頭郡北谷町	17	5.9	1,288	76	38
沖縄県中頭郡北中城村	7	4.1	1,110	46	15
沖縄県中頭郡中城村	9	4.7	1,053	49	17
沖縄県中頭郡西原町	10	2.8	1,634	46	21
沖縄県島尻郡与那原町	6	3.2	2,104	68	24
沖縄県島尻郡南風原町	15	4.0	1,886	76	37
沖縄県島尻郡渡嘉敷村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県島尻郡座間味村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県島尻郡粟国村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県島尻郡渡名喜村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県島尻郡南大東村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県島尻郡北大東村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県島尻郡伊平屋村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県島尻郡伊是名村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県島尻郡久米島町	2	2.4	740	18	7
沖縄県島尻郡八重瀬町	10	3.4	1,352	46	18
沖縄県宮古郡多良間村	0	0.0	NA	0	0
沖縄県八重山郡竹富町	0	0.0	NA	0	0
沖縄県八重山郡与那国町	0	0.0	NA	0	0

注) 1. 人口当たり店舗数の人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口ベース。
 2. 平均商圏人口は、2015年1月1日時点の住民基本台帳人口(市区町村単位の総数)をベースに、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)にもとづく人口分布を仮定して推計。
 3. 人口カバー率は、2010年国勢調査の500mメッシュ(2010年10月時点の政令市および東京23区については250mメッシュ)ベース。
 出所) 総務省資料およびコンビニ各社HPをもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

【お問い合わせ】 <https://www.smtri.jp/contact/form-investment/investment.html>

1. この書類を含め、当社が提供する資料類は、情報の提供を唯一の目的としたものであり、不動産および金融商品を含む商品、サービスまたは権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介等を目的としたものではありません。銘柄等の選択、投資判断の最終決定、またはこの書類のご利用に際しては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。また、法務、税務、財務等に関する事項につきましては、それぞれ弁護士、税理士、会計士等にご相談・ご確認されますようお願いいたします。
2. この書類を含め、当社が提供する資料類は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、当社はその正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料は作成時点または調査時点において入手可能な情報等に基づいて作成されたものであり、ここに示したすべての内容は、作成日における判断を示したものです。また、今後の見通し、予測、推計等は将来を保証するものではありません。本資料の内容は、予告なく変更される場合があります。当社は、本資料の論旨と一致しない他の資料を公表している、あるいは今後公表する場合があります。
3. この資料の権利は当社に帰属しております。当社の事前の了承なく、その目的や方法の如何を問わず、本資料の全部または一部を複製・転載・改変等してご使用されないようお願いいたします。
4. 当社は不動産鑑定業者ではなく、不動産等について鑑定評価書を作成、交付することはありません。当社は不動産投資顧問業者または金融商品取引業者として、投資対象商品の価値または価値の分析に基づく投資判断に関する助言業務を行います。当社は助言業務を遂行する過程で、不動産等について資産価値を算出する場合があります。しかし、この資産価値の算出は、当社の助言業務遂行上の必要に応じて行うものであり、ひとつの金額表示は行わず、複数、幅、分布等により表示いたします。